

令和8年熊本地震に対する新たな支援

1 人的支援（県職員の派遣）

- ・ 多数の罹災証明の申請に対応するため、住家等被害認定調査の職員を派遣
- ・ 被災した道路、河川、農地等の被害状況の調査を行う職員を派遣

2 物的支援

- ・ 被災地の要望に応じて、関係機関と調整のうえ、きめ細かな物資の提供を実施
 - － 水循環型シャワーを配備

3 その他

- ・ 被災した児童生徒から転入学の申し出があった場合、弾力的に受入れ
- ・ 各種免許証等の再交付申請手数料(運転免許証、准看護師免許証、教育職員免許状など)等の免除